

防火管理に関する書類の作成でお困りの方 書類の作成をお手伝いします！！

千葉市消防局では、防火管理関係書類の作成に関する相談窓口を開設しました。「消防計画の作成方法が分からない…」「防火管理者選任の書類はどう書けばいいの？」など、防火管理のことでお悩みの方はお気軽にご利用ください。

① 相談できる方

市内に所在する事業所の関係者

② 相談内容

消防職員がマンツーマンで防火管理関係書類作成のお手伝いをさせていただきます。

③ 相談時間

9時00分～17時00分（土・日・祝祭日及び年末年始を除く）

④ 相談申し込み方法

相談は予約制です。（受付時間：9時00分～17時00分 土・日・祝祭日及び年末年始を除く）

千葉市消防局予防部予防課まで電話にてお申し込みください。

電話番号：043-202-1776

⑤ 相談実施場所

千葉市中央区長洲1-2-1

千葉市消防局（セーフティーちば）4階

⑥ 相談に要する時間

1時間～2時間程度

（事業所の規模等により所要時間が異なります。）

⑦ 持参していただくもの

- 電子記録媒体（CD-R、USBメモリー等）
- 筆記用具

立入検査の結果に関することで不明な点がございましたら、最寄りの消防署にお電話ください。

中央消防署 043-202-1617 花見川消防署 043-259-2571 稲毛消防署 043-284-5144
若葉消防署 043-237-8041 緑消防署 043-292-6147 美浜消防署 043-279-0196



千葉市消防局

CHIBA CITY FIRE BUREAU

担当：予防部予防課

TEL：043-202-1776